

# 上山小学校 P T A 慶弔規約

この規定は、上山小学校 P T A 会員及び他校・自治会・他団体に対する慶弔について定める。

1. 慶弔の種類は、次の 7 種類とする。

イ. 結婚祝

教職員が結婚したときは、結婚祝金として 5,000 円を贈呈する。

ロ. 出産祝

教職員及びその配偶者に子誕生の時は、出産祝として 5,000 円を贈呈する。

ハ. 死亡弔意

教職員・会員及び在籍児童が死亡したときは、弔慰金 5,000 円と供花料を添える。

(供花料の金額は、その都度決定する。) — 組織は参列のこと —

教職員の配偶者・親近者(両親・兄弟)が死亡したときは、弔電を送る。

ニ. 傷病見舞

教職員及び児童が負傷、又疾病により入院 2 週間を越える場合の見舞金として

5,000 円相当額を送る。

ホ. 災害見舞

会員の住居する家屋、あるいは家財が災害を被った時、見舞金 5,000 円を贈る。

ヘ. 表彰祝

会員が教育上、又は社会的な功績により表彰を受けた時は、記念品として 3,000 円相当のものを贈答する。

2. 他校や自治会・他団体での慶弔に関しては次の 5 種類とする。

イ. 中山中・中山小・森の台小(以下 4 校という)の記念式典行事・中山中吹奏楽部定期演奏会に対する祝金は 5,000 円とする。

ロ. 4 校の入学式・卒業式は、祝金を廃止とする。(平成 15 年度に 4 校で申合せ)。ただし、基本的に出席することとし、出席できない場合は祝電(レタックス)を送る。

ハ. その他(緑区内小中学校)の記念式典行事の祝金は 3,000 円とする。

ニ. 自治会関係(盆踊りなど)の祝金は 3,000 円とする。

ホ. 自治会関係、他団体で弔事があった場合は、4 校で協議し決定される。

3. 上記以外の場合は、その都度役員会で協議決定する。

P T A 役員も教職員に準ずる。

令和 3 年 4 月 14 日にこれを定める。